

定禅寺通広告物モデル地区

制 定	平成 10 年 4 月 1 日	仙台市告示第 184 号,第 185 号
改 正	平成 14 年 7 月 31 日	仙台市告示第 908 号
改題・変更	平成 23 年 12 月 16 日	仙台市告示第 386 号
変 更	平成 24 年 3 月 23 日	仙台市告示第 112 号
変 更	令和 5 年 3 月 31 日	仙台市告示第 142 号

- 1 広告物モデル地区の名称
定禅寺通広告物モデル地区
- 2 広告物モデル地区として指定する区域
仙台市青葉区一番町四丁目，春日町，国分町二丁目，国分町三丁目，桜ヶ岡公園，立町及び本町三丁目の各一部

定禅寺通広告物整備計画

当該地区の広告物整備計画

- 1 当該地区内における広告物等の整備に関する目標及び指針
本地区は、仙台市の都心地区に位置する中心市街地で、地区内には、美しいケヤキ並木の大通りがあり、杜の都・仙台のシンボル空間として市民全体の誇りともなっている。今後の街づくりにおいては、このケヤキ並木の素晴らしい環境を守り、活かしていくとともに、新しい都市文化を創造し、四季のイベントを通じた賑わいと交流を生み出す空間として街並みを形成していくことが求められている。
そのため、街並みの形成において主要な要素である広告物についても景観形成に対し大きな影響を及ぼすものであることから、その表示については周囲の景観と調和した適正なものとしていくことが必要となる。
そこで、広告物の整備にあたっては、定禅寺通地区計画や景観地区の指定によるまちづくりの方向に合わせ、表示できる広告物等の内容や形態、種類、色彩等について独自の制限を行なうとともに、本地区の街並みと調和するよう指導及び助言を行い、良好な景観形成を目指していくこととする。

2 広告物美観維持基準

共通基準	掲出可能な広告物	<ul style="list-style-type: none"> 市道定禅寺通線に面して掲出できる広告物等は次のものに限る。ただし、街路灯に掲出するフラッグ及び道路内に設置された建築物（以下「道路内建築物」という。）の壁面を利用して表示する広告物については、街の賑わいの創出や各種イベントを支援するためのもので、杜の都の風土を育む景観条例（平成7年仙台市条例第5号）に規定する景観まちづくり協議会として認定された定禅寺通街づくり協議会が認め、市長の許可を受けたものはこの限りでない。 ① 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すため、自己の住所、事業所、営業所、若しくは作業所に表示し、又は設置する広告物等 ② 前記に掲げるもののほか、自己の管理する土地若しくは物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等
	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> 市道定禅寺通線の景観を損なわないよう意匠、形態、位置に配慮し、街並みを演出する広告物となるよう工夫する。 ① 絵柄に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照屋外広告物を設置してはならない。 ② 可能な限り建築物との一体化したデザインとなるよう配慮する。 ③ 低層階部分に設置するものは、デザインや集合化などの工夫をし、通りの賑わいづくりに配慮する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 極端に鮮やかな色、蛍光色の使用は避ける。 面積が7㎡以上の屋外広告物は、使用可能な色の数を4色までとする（地色を含む）。ただし、景観形成のうえで特にデザインに配慮されたものについてはその限りでない。 彩度を押さえた色彩を使用することとし、2色以上の場合は彩度の低い色彩の方の面積を大きくする。
	総量の制限	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は、集約化を図り、最低限必要な種類、面積、数量となるよう配慮する。 屋上広告物、壁面を利用して表示する広告物、突出し広告物の合計面積は市道定禅寺通線に面した当該壁面の投影面積の5分の1以下、かつ150㎡以下とする。ただし、以下を満たす広告物はこの限りでない。 ① 道路内建築物の壁面を利用して表示するもの ② 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物で、その広告料収入を地域における公共的な取組（道路、公園その他の公共施設の整備又は維持管理、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、防犯又は防災活動、地域の活性化等に資するイベントの開催等）に要する費用に充てることを目的としたもの（以下「エリアマネジメント広告」という。）
種別による基準	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> 原則として禁止する。ただし、独立文字による表示やデザインに配慮がなされたものはこの限りでない。また、骨組みや支柱はデザイン的な要素を持つもの以外は、市道定禅寺通線から見た場合に目立たないよう配慮する。
	壁面を利用する広告物	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り、切り文字による表示とするなど、壁面が直接下地になるようにする。 道路内建築物の壁面を利用して表示する場合は、一個人の名前や企業名及び商品名の表示をしないこと。ただし、各種イベントによるものでスポンサーとなるもの又はエリアマネジメント広告については、全体の1/3まではこの限りでない。

<p>突出し 広告物 (袖看板)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物のファサードデザインを活かすため、道路境界を越えての突出しは避ける。 ・オープンスペース内に設置する突出し広告物の下端の位置は地盤面から 3.0m以上とする。ただし、飾り看板など特に街の賑わいに寄与すると認められるものについてはこの限りでない。 ・突出し広告物の地色は壁面と同系色を使うなど、建物との調和を図る。
<p>独立固定 広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内のオープンスペースに集合化して設置し、地盤面からの高さは 10m以下とする。
<p>広告幕 (フラッグ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・街路灯に設置する場合は、固定式バナーアームが取り付けられている街路灯であること。 ・街路灯に設置する場合は、一個人の名前や企業名及び商品名の表示をしないこと。ただし、各種イベントによるものでスポンサーとなるもの又はエリアマネジメント広告については、全体の 1/3 まではこの限りでない。